

# 令和5年度青森県立高等学校 (通信制の課程) 後期入学者選抜要項

令和5年度における青森県立高等学校(以下「県立高等学校」という。)の通信制の課程に後期に入学する者の選抜は、この要項によって実施する。

## 1 設 置 校

通信制の課程を設置する県立高等学校は、次のとおりである。

学 校 名	所 在 地
青森県立北斗高等学校	〒030-0813 青森市松原二丁目1の24 電話 017-734-4464
青森県立八戸中央高等学校	〒031-0803 八戸市諏訪一丁目2の17 電話 0178-22-2039
青森県立尾上総合高等学校	〒036-0211 平川市高木松元7の6 電話 0172-57-5528

## 2 募 集 人 員

設置校の令和5年度入学者募集人員内とする。

## 3 出 願 資 格

県立高等学校の通信制の課程の後期入学者選抜に出願することができる者は、青森県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

## 4 出 願 の 制 限

出願できる県立高等学校の通信制の課程は、1人、1校に限るものとする。

## 5 出 願 の 手 続

### (1) 出願書類

出願に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 入学願書(通様式第3号)
- イ 調査書(「令和5年度青森県立高等学校(全日制の課程及び定時制の課程)入学者選抜要項」の様式第2号に同じ。)
- ウ 3 出願資格(2)に該当する者は、調査書に代えて、次の書類を提出する。
  - (ア) 入学出願資格に関する証明書
  - (イ) 最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の成績証明書
  - (ウ) 令和4年10月1日以降に検査を受けた健康診断書

入学願書  
(後期入学者用)

受付番号	
------	--

貴校通信制の課程に入学したいので、許可くださるようお願いします。

令和 年 月 日

青森県立 高等学校長 殿

ふりがな	
本人氏名	
保護者氏名	

本人	現住所	〒 電話			
	出身中学校				
	生年月日	昭和 平成	年 月 日生	年齢	満 歳

保護者	現住所	〒 電話		本人との続柄	
-----	-----	------	--	--------	--

学歴及び職歴の記録

学歴	学校名	制度	修学期間		卒業・修了 中途退学
		年制	年 月から	年 月まで	年 月
		年制	年 月から	年 月まで	年 月
職歴	年月日	勤務先(職名)	勤務先所在地 (電話)	労働条件 (勤務時間等)	

記入上の注意

- 1 年齢は令和5年4月1日現在で記入すること。
- 2 保護者に関する欄は、出願時に本人が成人に達している場合には、記入する必要はない。
- 3 氏名はペン書き(黒又は青)とし、原則として自署とする。(消せるペンは使用しないこと。)
- 4 保護者の現住所が本人と同じである場合は、「本人と同じ」の記入でよい。
- 5 日付は、願書を中学校に提出する月日とする。

(2) 出願用紙の交付

出願に必要な用紙は、1 設置校において、令和5年8月7日(月)から交付するので、事前に出願先県立高等学校に電話連絡の上、直接受け取りに行くこと。また、郵送による交付を希望する場合は、事前に出願先県立高等学校に電話連絡し、送付用封筒(角形2号。郵便番号記入、宛名明記、1部希望する場合は140円分の切手貼付。)を同封の上、請求すること。

(3) 入学願書等の提出

ア 出願者は、入学願書に所要事項を記入の上、合否結果送付用封筒(原則として簡易書留。角形2号。郵便番号記入、宛名明記、570円分の切手貼付。)を添えて、出身中学校の校長に提出する。

イ 出身中学校の校長は、出願者から提出された書類に、調査書及び合否結果送付用封筒(原則として簡易書留。長形3号。郵便番号記入、宛名明記、404円分の切手貼付。)を添えて、定められた受付期間内に、出願先県立高等学校の校長に提出する。

ウ 3 出願資格(2)に該当する者は、出願書類及び合否結果送付用封筒(原則として簡易書留。角形2号。郵便番号記入、宛名明記、570円分の切手貼付。)を、定められた受付期間内に、出願先県立高等学校の校長に提出する。

6 入学願書の受付

- (1) 入学願書の受付期間は、令和5年8月29日(火)から同年9月6日(水)までとする。受付時間は9時から16時までとする。ただし、土曜日、日曜日は除く。
- (2) 郵送の場合は、受付期間の最終日の消印のあるものは受け付ける。

7 選抜の方法

- (1) 県立高等学校の校長は、校内教員をもって入学者選抜委員会を構成し、入学者の選抜に当たる。
- (2) 入学者の選抜は、入学願書とともに提出された調査書その他の書類を資料として行うものとする。
- (3) 県立高等学校の校長は、面接や作文を必要と認めたときは、これを実施することができる。この場合は、その結果を選抜のための資料に加える。

8 合格者の発表

令和5年9月25日(月)までに本人及び出身中学校の校長に合否結果を通知する。また、県立高等学校の校長は、「合格者数報告(通様式第2号)」によって、令和5年9月29日(金)までに青森県教育庁学校教育課長に報告すること。

9 その他

この要項に定めるもののほか、調査書の作成については、「令和5年度青森県立高等学校(全日制の課程及び定時制の課程)入学者選抜要項」によるものとする。